## 重要なお知らせですのでご確認ください。



## 【マイナンバーカード継続利用手続きのお知らせ】

本日、越前町に住所を移転する『転入』手続きは終了しましたが、マイナンバーカード をご持参いただいていなかったので、後日改めてお手続きが必要です。

★ マイナンバーカード継続利用手続き

**お持ちのマイナンバーカードを新しい自治体でも引き続き使用できるように**するお 手続きです。

<u>継続利用の手続きを90日以内に行わないと、マイナンバーカードが失効</u>し、使うことができなくなります。また、失効後の再発行には、手数料(1,000円)が必要です。

★ マイナンバーカードの表書き

**お持ちのマイナンバーカードに新しい住所・氏名などを記載**します。越前町では、 事務処理漏れを防ぐため、継続利用手続きとあわせて表書きを行っています。

★ 署名用電子証明書(アルファベット大文字と数字で6文字以上の暗証番号)の発行 署名用電子証明書は、住所や氏名などの変更により自動的に失効します。 引き続き署名用電子証明書を活用したサービスの利用を希望する場合は、あらためて **署名用電子証明書発行**の手続きを行う必要があります。

(コンビニ交付サービスやマイナポータルで利用する、数字4文字の利用者証明用電子証明書は、失効しないのでお手続きは不要です。)

署名用電子証明書の発行については、裏面をご覧ください。

マイナンバーカード継続利用、表書きのお手続き

- ☆ 転入したご本人、同一世帯の方の場合は、**窓口に来られる方のマイナンバーカード** (または本人確認ができる書類)と、みとめ印を住民環境課窓口へお持ちください。 宮崎・越前・織田住民サービス室では、お手続きはできません。
- ☆ 交付時に設定した数字4文字の**住民基本台帳用暗証番号を入力**していただきます。 事前に**全員分の暗証番号のご確認**をお願いします。
- ☆ 同一世帯以外の方が来られる場合は、委任状と窓口に来られる方の本人確認ができる 書類が必要です。

また、封筒にいれるなど、外から見られない状態にして、代理人に暗証番号をお渡しください。

## 署名用電子証明書発行のお手続き

☆ 転入したご本人の場合は、マイナンバーカードと、みとめ印を住民環境課窓口へお持 ちください。

宮崎・越前・織田住民サービス室では、お手続きはできません。

- ☆ 交付時に設定した**アルファベット大文字と数字で6文字以上の暗証番号を入力**していただきます。事前に**暗証番号のご確認**をお願いします。
- ☆ ご本以外の方が来られる場合は、委任状と窓口に来られる方の本人確認ができる書類 が必要です。

また、照会書(兼回答書)をご本人あてに郵送しますので、当日の発行はできません。 詳しくは、お問い合わせください。

## 各種暗証番号を忘れた場合のお手続き

- ☆ 暗証番号を忘れた場合は、暗証番号を初期化のうえ再設定します。
- ☆ 転入したご本人の場合は、マイナンバーカードと、みとめ印を住民環境課窓口へお持 ちください。

宮崎・越前・織田住民サービス室では、お手続きはできません。

☆ ご本以外の方が来られる場合は、委任状と窓口に来られる方の本人確認ができる書類 が必要です。

また、照会書(兼回答書)をご本人あてに郵送しますので、当日の発行はできません。 詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先 住民環境課 0778-34-8708